

箕面市立彩都の丘学園PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は箕面市立彩都の丘学園PTAと称する。

第2章 目的及び活動

第1条 本会は会員が協力して相互の教養と親睦を図ることにより、子どもたちの健やかな成長と、その幸福の増進に資することを目的とする。

第2条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。

1. 会員の教育に対する理解と教養を高める。
2. 家庭と学校との密接な連絡によって児童・生徒の生活を補導する。
3. 児童・生徒の保健衛生並びに厚生に配慮する。
4. 児童・生徒の生活環境をよくする。
5. 教育の施設設備の改善整備をはかる。
6. その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 方針

第1条 本会は教育を本質とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 非営利的、非宗教的、非政党的な民主的な団体として活動する。
2. 児童・生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
3. 学校の人事、その他管理に干渉しない。
4. 本会は、国及び地方公共団体の適切な教育予算の充実を期するために努力する。

第4章 会員

第1条 本会の会員は、次の通りである。

1. 箕面市立彩都の丘学園に在籍する児童・生徒の保護者またはそれにかわる者及び教職員とする。
2. 本会に賛助会員をおくことができるが、賛助会員は本会活動を助成するが、運営に関する決定権はない。

第5章 会計

第1条 本会の経理は、会費、事業収入及び自発的な寄附金をもってあてる。

第2条 会費は一家庭につき年額4,800円とし、徴収方法・時期については、細則に定める。但し、教職員については別途定める。

第3条 災害などにより臨時休校となった場合、会費を減額する。減額の内容については休校期間等を考慮し、会長および校長が提案し、役員会で決定する。

第4条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員及び任期

第1条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 保護者1名
2. 副会長 保護者4名
3. 書記 保護者3名 学校1名
4. 会計 保護者1名 学校1名

第2条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第3条 役員兼任は認めない。

第4条 本会に会計監査2名をおく。

2. 会計監査は必要に応じて会計監査を行う。

3. 会計監査の任期は1年とする。

第5条 役員に欠員が生じた場合は、実行委員会に諮りこれを補充する。但し、会長に欠員が生じた場合は、副会長が昇格する。

第6条 役員及び会計監査の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会及び実行委員会・特別委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
3. 書記は、総会及び実行委員会・特別委員会の議事並びに会の活動を記録し、会員に適宜通知をする。
4. 会計は、本会全ての収入・支出を管理し、記録すると共に現金及び関係書類等を保管し、総会で収支決算報告を行う。
5. 会計監査は、その年度の会計を監査し、総会で監査報告を行う。

第7章 総会

第1条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第2条 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は年度当初に開催することとし、臨時総会は実行委員会が必要と認めたときに開催する。

第3条 総会の開催方法は、定期総会・臨時総会ともに次のいずれかとする。

1. 招集による開催
2. 書面および電磁的配信(記録を含む)による開催

第4条 定期総会は会計監査を経た前年度活動及び会計決算報告、新年度役員及び会計監査の承認または選挙、新年度の事業計画及び予算の承認、その他の緊急事案に関する審議並びに承認を行う。

第5条 総会を開催するには、少なくとも総会を開く日の5日前までには、総会の日時、場所及び議事内容の詳細を全会員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合においては、2日前までにこれらの事項を全会員に通知して、総会を開催することができる。

第6条 総会は、会員(児童・生徒の家庭数と教職員)の総数の5分の1以上(委任状含む)の出席により成立する。

第7条 議事は出席会員(委任状を含まない)の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章 実行委員会

第1条 実行委員会は役員、常任委員会及び特別委員会の委員長、校長、副校長で構成する。

第2条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 常任委員会との連絡調整をはかり、総会に提出する議案を作成する。
2. 必要のある場合に特別委員会を設ける。
3. 役員に欠員が生じた場合にそれを補充する。
4. その他、本会運営に必要な事項を処理する。

第3条 実行委員会は会長が必要と認めたときに開催する。

第4条 実行委員会の定例会は、原則として毎月1回開催する。

第9章 役員会

第1条 役員会は役員、校長、副校長で構成する。

第2条 役員会の任務は次の通りとする。

1. PTA活動運営の指針を作成・提案し、実行委員会と協力、実行する。
2. PTAクラブを所管する。
3. その他、本会運営に必要な事項を処理する。

第10章 常任委員会

第1条 常任委員会の種類は次の通りとし、委員の任務と選出方法は細則に定める。

1. 前期学年委員会
2. 中後期学年委員会
3. 文化委員会

4. 広報委員会
5. 保健委員会
6. 地区安全委員会
7. 環境美化委員会

第11章 特別委員会

第1条 会長は、特に必要のある場合、実行委員会の了承を得て特別委員を設けることができる。現在の特別委員会は次の通りである。

1. 推薦委員会

第12章 彩都おたすけ隊

第1条 実行委員会、常任委員会及び特別委員会に属していない会員は、彩都おたすけ隊として、本部または常任委員会の活動を補助する。

第13章 規約改正

第1条 この規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。但し、改正案は、予めその内容を全会員に通知しなければならない。

第14章 支出

第1条 本会の支出は、総会で承認された予算に基づき実行委員会の承認をもって決定とする。

第2条 臨時支出の必要性が発生した場合、実行委員会構成員の2分の1以上の承認をもって決定とする。

第3条 緊急支出の必要性が発生した場合、実行委員会構成員の2分の1以上の承認をもって決定とする。

第4条 第35条の緊急とは、次の場合とする。

1. 災害等で緊急な支出が必要となった場合。
2. その他、会長及び校長の両名が緊急と認める場合。

第15章 補則

第1条 本会の運営に関し必要な細則等は、この規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める、改廃したときは総会において報告しなければならない。

第2条 本会会員にかかわる弔慰及び見舞いに関する規定は別に定める。

第16章 付則

第1条 校長はその職責上、あらゆる会合において発言権を持つ。

平成23年	6月	11日	制定
令和2年	6月	22日	一部改正
令和3年	5月	11日	一部改正